

# 住民税・所得税の申告相談が始まります

## ① 申告相談の日程

令和2年2月5日（水）～令和2年3月16日（月）

町内ごとに対象となる日を指定しておりますので下のカレンダーでご確認ください

2月						
日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5 コミュ 大台井内	6 コミュ 井内台	7 コミュ 大寺沢 綱木沢	8 休み
9 休み	10 コミュ 施田岡赤	11 休み	12 休み	13 八幡倉 保野子	14 宇治木 小泉	15 休み
16 休み	17 小泉 新間	18 今戸	19 今戸	20 小今戸	21 新屋敷 さくら	22 休み
23 休み	24 休み	25 街道	26 街道 田中	27 羽立	28 小竹花 中下村 上村	29 休み

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1 休み	2 休み	3 坂本 大野地 横岡	4 海老沢	5 全町	6 全町	7 休み
8 全町	9 休み	10 全町	11 全町	12 全町	13 全町	14 休み
15 休み	16 全町	17	18	19	20	21

3月2日・3月9日は調整休日

3月8日は休日開催日

### 会場・時間

- ・施田コミュニティーセンター 2月5日(水)～2月10日(月)土日除く
- ・井川町役場大会議室 2月13日(木)～3月16日(月)土日・祝日除く  
(ただし3月2日・3月9日は調整休日、3月8日は日曜開催日)

午前9時から正午・午後1時から午後4時

○各町内指定日にご来場できない方は全町指定日にご来場くださるようご協力をお願いします。

## ② 申告に必要なもの

- 印鑑
- とら  
ちゅう  
が {  マイナンバーカード  
 個人番号通知カードと身元確認書類（運転免許証等）  
 税務署から送付されたお知らせハガキ  
 還付口座情報（還付申告されるご本人名義）  
 給与・年金にかかる源泉徴収票または勤務先から発行された給与支払証明書  
 営業・農業・不動産収入等がある方は収支内容がわかる帳簿や領収書など  
 各種控除に必要な書類

うら面もご確認ください

### ◆申告が必要な方

○令和2年1月1日現在で井川町に居住していて次に該当する方

- ① 営業・農業・不動産・一時所得、雑所得、譲渡所得等がある方
- ② 2カ所以上の事業所からの給与収入がある方
- ③ 給与収入があり退職等で年末調整をされていない方
- ④ 勤務先から町へ給与支払報告書の提出がない方
- ⑤ 海外からの年金収入がある方
- ⑥ 各種控除(扶養控除・医療費控除・生命保険料控除等)を受けられる方
- ⑦ 所得税の還付申告をされる方

### ◆申告する必要がない方

- ① 1カ所の事業所からの給与のみで所得税の年末調整がされており、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている方
- ② 他の確定申告会場、国税電子申告システム、その他の方法で確定申告をされる方

### ◆令和元年分の申告について

○令和元年分の申告から、町の会場で申告されたデータは税務署へ電子送信されます。添付書類の省略や還付金が早く受け取れるようになるなどの利点がありますが、申告の際、利用登録手続きに数分程度の時間を要しますので、ご理解とご協力をお願いします。

○井川町役場の会場は2階となりますので、車いす等でご来場の方は1階の税務班窓口へお伝えください

○令和元年産米の自家消費の単価は、1俵あたり13,500円になります

申告の制度内容については昨年から大きな変更はありませんが、平成30年分の申告から配偶者特別控除の要件が拡充されております。これまで要件を満たしていなかった配偶者でも、年間の合計所得額が123万円まで段階的に控除が受けることができますので今一度ご確認することをおすすめします。



### お問い合わせ

〒018-1596 井川町北川尻字海老沢樋ノ口 78-1 井川町役場 総務課 税務班  
TEL : 018-874-4414 / FAX : 018-874-2600 / 有線 : 4500